

リンクル青森 会則

(名称)

第1条 この会は、リンクル青森と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、代表者の自宅とする。

(目的)

第3条 この会は、『障害平等研修』(Disability Equality Training: DET)や障害に関する講演を実施することで、障害に関する普及啓発を行い、研修・講演を実施する組織や地域が、障害者を含むすべての人々にとって、差別や排除のないインクルーシブなものとなることを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため下記の活動・事業を行う。

- (1) 『障害平等研修』(Disability Equality Training: DET)の実施
- (2) 障害理解に関する研修の実施
- (3) 障害理解に関する講演の実施
- (4) 多様な人々が交流するためのイベント企画・実施

(会員)

第5条 この会の会員資格は、会の活動趣旨に賛同し、活動に協力するすべての者とする。

(入会)

第6条 会員として入会を希望する者は、メール等で入会の意思を伝えることとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が、次に該当するときは、退会したものとみなす。
本人が死亡したとき。

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表

(職務)

第9条 代表は、この会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(会議)

第 11 条 この会の会議は、Line で実施する。

2 役員会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

(議事録)

第 12 条 会議の議事については、議事録を作成しグループ Line 上にUPする。

(委任)

第 13 条 この会則に定めのない事項は、代表が別に定める。

(変更)

第 14 条 この会則は、役員会において協議し、変更することができる。

附 則

この会則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 17 日 一部改訂